

7 その他諸論点について

《支給開始年齢の引上げについて》

厚生年金の支給開始年齢の引上げ(60歳→65歳)は、1980年の改革で提起してから、1989年(国会修正により見送り)、1994年、2000年と20年をかけてようやく実現し、しかも2001年から25年間をかけて実行される、長期間を要する課題

- 高齢者の多くが就労でき稼得収入を得られるような社会を構築していくことは、少子高齢化が急速に進行する中で年金制度を考えていく上でも望ましい方向。
- しかし、退職により収入の途を失う雇用労働者にとっては、就労所得による生活から年金による生活へ円滑に移行できないことが最大の不安要因。
- 支給開始年齢については、生涯現役社会の経済的基盤としての雇用、就労との連携が重要。
- 平成16年の改正において、65歳以降に支給開始年齢を引き上げることについては、現在、高齢者の雇用の状況が厳しい中で、25年かけての引上げに着手した現段階において取り組むべき方策かどうか慎重な検討が必要

《収入のある高齢者に対する給付のあり方について》

- 年金制度は、将来が不確実であるのであらかじめ保険料を拠出して高齢期に備える予防的な施策(「防貧施策」)であり、高齢期の所得や資産等の結果に応じて給付を行う救貧施策とは性格が異なる。
- 所得制限を行った場合、あらかじめ保険料を拠出して備えたにもかかわらず、実際に高齢期になるまで年金の給付が受けられるか、支給が制限されるかわからないこととなり、保険料拠出のインセンティブを削ぐおそれがある。
- 高齢者の就業を促進する観点からは、就業に中立的な制度、就労インセンティブを阻害しない制度の構築という要請がある。
- 収入のある高齢者に対しては、年金収入も含めて収入全体に適切な税負担を求めることが合理的とする意見が多い。

(参考) 社会保障の給付と負担の見通し(平成14年5月)

[基礎年金の国庫負担割合が1/3の場合]

	2002年度(予算ベース) (平成14)		2005年度 (平成17)		2010年度 (平成22)		2025年度 (平成37)	
	兆円	対NI %	兆円	対NI %	兆円	対NI %	兆円	対NI %
社会保障給付費	82	22 1/2	91	24	110	26 1/2	176	31 1/2
年金	44	12	48	13	57	14	84	15
医療	26	7	28	7 1/2	35	8 1/2	60	11
福祉等	12	3 1/2	14	3 1/2	17	4	32	5 1/2
うち介護	5	1	6	1 1/2	8	2	20	3 1/2
社会保障に係る負担	82	22 1/2	86	23	103	25	182	32 1/2
保険料負担	58	16	59	15 1/2	70	17	124	22
公費負担	24	6 1/2	27	7	33	8	58	10 1/2
国民所得	365	-	376	-	414	-	557	-
			(433)	-	(490)	-	(660)	-

注: 1. 括弧内は平成12年10月推計による推計値である。

2. 仮に、社会保障以外の支出に係る公費負担の対国民所得比が近年の水準(2割程度)で変化しないものとするれば、本推計においては、2025年度の国民負担率(国及び地方の財政赤字を含めない場合)は約52 1/2%程度となる。

なお、潜在的国民負担である国及び地方の財政赤字は、平成14年度(予算ベース)対国民所得比で約8.6%となっている。

[平成16年から基礎年金の国庫負担割合を1/2とした場合]

	2002年度(予算ベース) (平成14)		2005年度 (平成17)		2010年度 (平成22)		2025年度 (平成37)	
	兆円	対NI %	兆円	対NI %	兆円	対NI %	兆円	対NI %
社会保障給付費	82	22 1/2	91	24	110	26 1/2	176	31 1/2
年金	44	12	(101) 48	(23) 13	(128) 58	(26) 14	(207) 84	(31 1/2) 15
医療	26	7	(53) 28	(12) 7 1/2	(67) 35	(13 1/2) 8 1/2	(100) 60	(15) 11
福祉等	12	3 1/2	(32) 14	(7 1/2) 3 1/2	(40) 17	(8) 4	(71) 32	(11) 5 1/2
うち介護	5	1	(16) 6	(3 1/2) 1 1/2	(21) 8	(4 1/2) 2	(36) 20	(5 1/2) 3 1/2
			(7) 7	(1 1/2) 1 1/2	(10) 10	(2) 2	(21) 21	(3) 3
社会保障に係る負担	82	22 1/2	87	23	104	25	180	32 1/2
			(99)	(23)	(123)	(25)	(203)	(31)
保険料負担	58	16	(67) 57	(15 1/2) 15	(82) 67	(16 1/2) 16	(134) 116	(20 1/2) 21
公費負担	24	6 1/2	(32) 30	(7 1/2) 8	(41) 37	(8 1/2) 9	(69) 64	(10 1/2) 11 1/2
国民所得	365	-	(433) 376	-	(490) 414	-	(660) 557	-

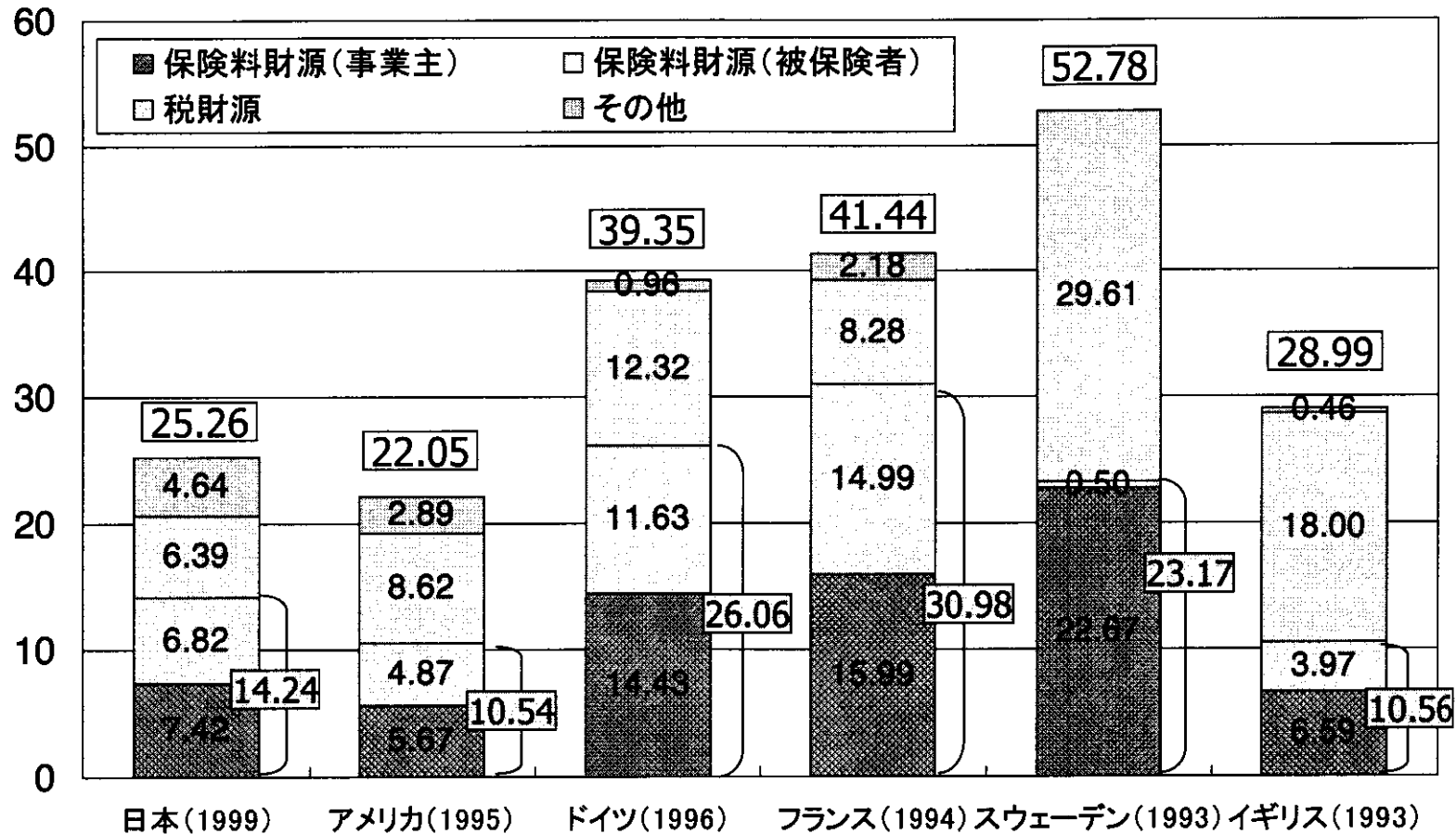
注: 1. 括弧内は平成12年10月推計による推計値である。

2. 仮に、社会保障以外の支出に係る公費負担の対国民所得比が近年の水準(2割程度)で変化しないものとするれば、本推計においては、2025年度の国民負担率(国及び地方の財政赤字を含めない場合)は約52 1/2%程度となる。

なお、潜在的国民負担である国及び地方の財政赤字は、平成14年度(予算ベース)対国民所得比で約8.6%となっている。

(参考) 社会保障財源の対国民所得比の国際比較

- 現在の我が国の社会保障の負担水準は、人口の高齢化や年金制度の成熟化の進んだ欧州諸国と比較すると相対的に低い水準
- 社会保障財源の構成は、イギリスやスウェーデンにおいては税財源の割合が高く、フランスやドイツにおいては社会保険料財源の割合が高い



(注) 保険料財源は、上段：被保険者拠出、下段：事業主拠出

資料：日本、アメリカ、ドイツについては、国立社会保障・人口問題研究所「社会保障給付費(平成11年度)」

フランス、スウェーデン、イギリスについては「社会保障費 国際比較基礎データ」「海外社会保障情報(研究)」No.123 Summer'98